



島根県報

平成29年10月31日（火）

号外 第 128 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

定期監査の結果の公表

2

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成28年度会計に係る定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月31日

島根県監査委員	生 越 俊 一
同	岩 田 浩 岳
同	錦 織 厚 雄
同	後 藤 勇

定期監査の結果に関する報告**第 1 監査の概要****1 監査の対象事務**

平成 28 年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。

なお、実施に当たっては、「履行検査の適正な執行について」を重点的監査事項とした。

2 監査実施機関及び方法

監査対象機関 224 機関全てについて監査を実施した。

本庁等は、対象機関 82 機関の全てについて実地監査^{*1}を行った。また、地方機関は、対象機関 142 機関のうち 69 機関について実地監査を、残り 73 機関について書面監査^{*2}を行った。

(単位：機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本 庁 等	82	82	82	—
地方機関	142	142	69	73
計	224	224	151	73

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

3 監査実施期日

本 庁 等 平成29年7月10日から8月22日まで (別紙 1 のとおり)

地方機関 平成29年1月17日から3月13日まで及び

平成29年5月30日から8月10日まで (別紙 2 及び 3 のとおり)

第 2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項及び重点的監査事項に係る結果については次のとおりである。

(2) 指摘・指示事項

指摘事項^{※3}は、収入、支出及び契約に関するものが 3 件であった。

指示事項^{※4}は、収入、支出、契約及び財産に関するものが 118 件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	0	1	1	1	0	0	3	5
指示事項	0	33	31	15	0	39	118	125
合 計	0	34	32	16	0	39	121	130

※3 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行つた事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とすることがある。

※4 指示事項

指摘事項以外のもので、該当機関に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とすることがある。

(3) 重点的監査事項

履行検査の適正な執行について

会計規則上、契約の相手方から完了した旨の通知を受けたときは、職員の中から指定された検査員が履行検査を行い、契約書や仕様書等に基づき適正に履行されているか確認することとされている。

今回の定期監査では、公共事業については検査体制が確立していること及び契約金額が 200 万円以上の契約は検査調書を作成しなければならないことを考慮し、公共事業を除く契約金額が 200 万円以上のものを対象に、履行検査が適切に行われているか監査を行った。

その結果、履行検査はおおむね適正に実施されていたが、契約条件の細部に関しては県側の指示によることとしているものが見受けられた。

なお、この結果に対する意見は後述のとおりである。

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定の時期が 3 ヶ月以上遅れていた。

浜田漁港（漁港施設用地）

使用料 410,500円

許可日 平成28年 4月 1日

調定日 平成29年 3月 2日

外 1 件

（浜田水産事務所）

(2) 支出関係事務

県有特許権を維持するために必要な特許料を納付期限までに納付しなかったため、割増特許料が発生していた。

トルコギキョウの栽培方法

納付期限 平成28年 9月17日

納付日 平成28年10月17日

納付金額 特許料 26,800円

割増特許料 26,800円

合 計 53,600円

外 1 件

（農業経営課）

(3) 契約関係事務

平成 29 年度島根県水防計画印刷業務に係る変更契約書に知事印を押印していなかった。

（河川課）

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

使用料等の収入手続について、調定時期が 1 ヶ月以上遅延したものがあつた。

(2) 支出関係事務

契約等の支出負担行為をしたときは、速やかに支出負担行為票を起票し、出納機関の確認を受けなければならないにもかかわらず、3 ヶ月以上遅延したものがあつた。

(3) 財産関係事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿を作成していないものがあつた。

意 見

第 1 本年度の意見

1 定期監査の結果に関する意見

(1) 会計事務の適正化について（各執行機関、出納局）

昨年度の意見で、各所属において業務上のリスクについて情報共有を図るとともに、その回避策や対処法を具体的に検討した上でできるところから取り組むよう、内部統制機能の充実を求めたところである。

今回の監査で調査した結果、216 所属（全体の約 96%）で業務上のリスクに関する話し合い等の情報共有を行っていた。

また、172 所属（全体の約 77%）でチェックリストやマニュアルの作成や見直しを行っており、これらはミスや不適正な事務処理の未然防止に役立っているとのことであった。

このほか、各所属では、所内会議等での会計事務に関する注意喚起や、初任者を対象とした職場研修の実施など、創意工夫して会計事務の適正化に取り組んでいる。

その一方、今回の監査においても、依然として、収入調定や支出負担行為、資金前渡の精算の遅延や物品の使用責任者記録簿の記載漏れが多数見受けられた。

また、収入未済や精算未済の状況を財務会計システムで確認できることを職員が知らなかったため収入未済の督促や精算の手続が遅延した事例も見られた。

こうした不適正な事務処理の多くは、事務引継が十分でないことや、職員の認識不足、所属のチェック体制の不備等に起因するものと考えられる。

については、各執行機関においては、以上のことに留意の上、会計事務の適正な執行に一層努められたい。

また、出納局にあっては、引き続ききめ細かく各執行機関への支援に取り組むとともに、財務会計システムの運用や機能を改善することで単純な処理誤りを防止することができないか検討されたい。

(2) 履行検査の適正化について（各執行機関）

今回の監査で、重点的監査事項として、公共事業を除く 200 万円以上の契約に係る履行検査の実施状況について調査したところ、おおむね適正に実施されていると認められた。

一方、契約書本文又は仕様書の中で、県側の指示により契約条件の細部を決定すると規定し、その指示を口頭で行っているものが見受けられた。

このような場合、指示の内容を指示書等により明確にしておかなければ、履行検査に支障をきたす場合もあると考えられる。

については、各執行機関においては、受注者への指示内容を文書化し、履行検査において契約書、仕様書、成果品・実績報告書等と突合・確認することにより、履行検査の適正な実施に一層努められたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 非常時持出物品等について（人事課、教育庁総務課、管財課）

島根県職員服務規程及び島根県教育庁等職員服務規則では、所属ごとに、重要な書類及び物品に非常時持出の表示をすること及び搬出のための非常袋を備えつけることが義務づけられている。また、島根県庁舎の消防計画でも、所属ごとに、非常時持出物品の決定及び表示並びに搬出班を設けることとなっている。

こうしたことに関して、今回の監査で実態を調査したところ、54 所属（全体の約 24%）において非常時持出物品等のことを認識していなかった。また、123 所属（全体の約 55%）において非常時持出物品等を定めていなかった。

非常時持出物品等としては、公印、通帳、ETC カード、郵券及び証書類などを定めているが、これらは日頃から耐火金庫に保管していることが多い。一方で、非常時持出物品等を定めていない所属の約半数は、重要な物品等を耐火金庫で保管しているため、非常時持出物品等の決定は不要という認識であった。

については、人事課、教育庁総務課及び管財課においては、こうした状況を踏まえ、関係規定の周知徹底に併せて、実態に即した非常時持出物品等の例や決定基準を示すことを検討されたい。

(2) 公用車の有効活用について（出納局、各執行機関）

今回の監査で、本庁の公用車について平成 28 年度の利用状況を調査したところ、出納局が管理する公用車（貸出車）48 台の年間稼働日数は平均約 210 日であった。また、本庁所属の約 40% に当たる 33 所属では、専用の公用車（専用車）合計 67 台を保有しており、その年間稼働日数は平均約 155 日であった。

いずれも年間を通じて有効に活用されているが、さらに効率的な運用を図る観点から、次の事項について検討されたい。

① 貸出車の予約取り消し漏れの防止について

貸出車は、職員ポータル設備予約システムで 2 ヶ月前から予約できるが、予約したにもかかわらず当日使用しなかったものが、1 日当たり平均約 4 台あった。

出納局では従来から、使用計画を変更したときは予約の取り消し又は変更を行うよう注意喚起するとともに、予約された貸出車が当日使用されていない場合は、予約した職員に電話連絡し、予約の取り消しや変更を求める等の対応を行っている。しかし、当日になってから予約を取り消しても、その貸出車を他の職員が利用できるとは限らない。

については、出納局においては、予約の取り消し漏れを防止するため、例えば使用予定日の前日までに予約内容確認メールを送信する等の対策を検討されたい。

②貸出可能な専用車の情報共有について

前述の調査において、専用車のうち、他所属への貸出可能と回答のあったものは 39 台であり、その年間稼働日数は平均約 161 日、このうち他所属への貸出日数は平均約 7 日であった。

については、公用車全体の有効活用を一層推進するため、専用車を保有する本庁各機関においては、専用車の他所属への貸出の可否について検討の上、貸出可能なものについては、職員ポータルへの掲示等により庁内での情報共有を図られたい。

第 2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。

- (1) 源泉所得税及び復興特別所得税の納付について
- (2) 物品購入時に店舗等において提示するカード類の管理について

2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。

- (1) 予定価格の積算について
- (2) 会計事務の適正化について
- (3) 財務会計システムの適正かつ円滑な運用について
- (4) 専門職の確保と人材育成について
- (5) 内部統制機能の充実について

3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。

該当なし

別紙 1

平成 28 年度会計監査実施機関及び実施期日
(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	平成 29 年 8 月 22 日	商工労働部	商工政策課	平成 29 年 8 月 17 日
	秘書課	平成 29 年 8 月 22 日		観光振興課	平成 29 年 8 月 18 日
	統計調査課	平成 29 年 8 月 18 日		しまねブランド推進課	平成 29 年 8 月 17 日
総務部	総務課	平成 29 年 7 月 25 日		産業振興課	平成 29 年 8 月 17 日
	人事課	平成 29 年 8 月 7 日		企業立地課	平成 29 年 8 月 7 日
	財政課	平成 29 年 8 月 22 日		中小企業課	平成 29 年 8 月 18 日
	税務課	平成 29 年 7 月 20 日		雇用政策課	平成 29 年 8 月 8 日
	管財課	平成 29 年 7 月 25 日	土木部	土木総務課	平成 29 年 8 月 22 日
	管繕課	平成 29 年 8 月 1 日		技術管理課	平成 29 年 8 月 8 日
	総務事務センター	平成 29 年 7 月 24 日		用地対策課	平成 29 年 8 月 7 日
広報部	平成 29 年 8 月 17 日	道路維持課		平成 29 年 8 月 2 日	
防災部	消防総務課	平成 29 年 8 月 17 日		道路建設課	平成 29 年 8 月 2 日
	防災危機管理課	平成 29 年 8 月 17 日		高速道路推進課	平成 29 年 8 月 2 日
	原子力安全対策課	平成 29 年 8 月 7 日		河川課	平成 29 年 7 月 24 日
地域振興部	地域政策課	平成 29 年 8 月 18 日		斐伊川神戸川対策課	平成 29 年 8 月 22 日
	しまね暮らし推進課	平成 29 年 8 月 18 日		港湾空港課	平成 29 年 8 月 1 日
	市町村課	平成 29 年 8 月 17 日		砂防課	平成 29 年 7 月 20 日
	情報政策課	平成 29 年 8 月 18 日		都市計画課	平成 29 年 7 月 25 日
	交通対策課	平成 29 年 8 月 8 日		下水道推進課	平成 29 年 8 月 2 日
環境生活部	環境生活総務課	平成 29 年 8 月 18 日		建築住宅課	平成 29 年 7 月 20 日
	人権同和対策課	平成 29 年 7 月 24 日	出納局	平成 29 年 8 月 18 日	
	文化国際課	平成 29 年 8 月 22 日	企業局	平成 29 年 7 月 10 日	
	自然環境課	平成 29 年 8 月 8 日	病院局	平成 29 年 7 月 11 日	
	環境政策課	平成 29 年 7 月 25 日	議会事務局	平成 29 年 8 月 17 日	
健康福祉部	廃棄物対策課	平成 29 年 7 月 20 日	教育委員会	教育庁総務課	平成 29 年 8 月 17 日
	健康福祉総務課	平成 29 年 8 月 7 日		教育施設課	平成 29 年 8 月 8 日
	地域福祉課	平成 29 年 7 月 24 日		学校企画課	平成 29 年 8 月 7 日
	医療政策課	平成 29 年 8 月 7 日		教育指導課	平成 29 年 8 月 17 日
	健康推進課	平成 29 年 8 月 2 日		特別支援教育課	平成 29 年 8 月 1 日
	高齢者福祉課	平成 29 年 8 月 1 日		保健体育課	平成 29 年 8 月 17 日
	青少年家庭課	平成 29 年 7 月 24 日		社会教育課	平成 29 年 8 月 1 日
	子ども・子育て支援課	平成 29 年 7 月 24 日		人権同和教育課	平成 29 年 7 月 24 日
	障がい福祉課	平成 29 年 8 月 2 日		文化財課	平成 29 年 7 月 24 日
薬事衛生課	平成 29 年 7 月 24 日	福利課	平成 29 年 7 月 24 日		
農林水産部	農林水産総務課	平成 29 年 8 月 18 日	公安委員会	警察本部	平成 29 年 8 月 18 日
	農業経営課	平成 29 年 7 月 24 日	人事委員会事務局	平成 29 年 8 月 18 日	
	農産園芸課	平成 29 年 7 月 24 日	監査委員事務局	平成 29 年 8 月 18 日	
	畜産課	平成 29 年 7 月 20 日	労働委員会事務局	平成 29 年 8 月 17 日	
	農村整備課	平成 29 年 8 月 7 日			
	農地整備課	平成 29 年 8 月 7 日			
	林業課	平成 29 年 7 月 25 日			
	森林整備課	平成 29 年 7 月 25 日			
	水産課	平成 29 年 8 月 2 日			
漁港漁場整備課	平成 29 年 8 月 2 日				
計				82 機関	

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

別紙 2

平成 28 年度会計監査実施機関及び実施期日

(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
総 務 部	隠岐支庁県民局	平成 29 年 7 月 13 日
	隠岐支庁農林局	平成 29 年 7 月 13 日
	隠岐支庁水産局	平成 29 年 7 月 13 日
	隠岐支庁県土整備局	平成 29 年 7 月 13 日
	隠岐支庁隠岐保健所	平成 29 年 7 月 13 日
	東部県民センター	平成 29 年 6 月 1 日
	西部県民センター	平成 29 年 6 月 1 日
	自治研修所	平成 29 年 1 月 19 日
	東京事務所	平成 29 年 6 月 6 日
防 災 部	消 防 学 校	平成 29 年 1 月 19 日
地域振興部	中山間地域研究センター	平成 29 年 5 月 31 日
環境生活部	芸術文化センター	平成 29 年 1 月 19 日
健康福祉部	雲南保健所	平成 29 年 2 月 6 日
	県央保健所	平成 29 年 1 月 17 日
	益田保健所	平成 29 年 1 月 18 日
	保健環境科学研究所	平成 29 年 5 月 30 日
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	平成 29 年 1 月 27 日
	女性相談センター	平成 29 年 1 月 17 日
農林水産部	東部農林振興センター	平成 29 年 7 月 19 日
	東部農林振興センター 松江家畜衛生部	平成 29 年 7 月 19 日
	東部農林振興センター 出雲事務所	平成 29 年 7 月 19 日
	西部農林振興センター	平成 29 年 7 月 14 日
	農業技術センター	平成 29 年 7 月 13 日
	農 林 大 学 校	平成 29 年 7 月 13 日
	畜産技術センター	平成 29 年 7 月 19 日
	松江水産事務所	平成 29 年 7 月 19 日
	浜田水産事務所	平成 29 年 6 月 1 日
	水産技術センター	平成 29 年 5 月 31 日
	商工労働部	大阪事務所
広島事務所		平成 29 年 6 月 7 日
産業技術センター		平成 29 年 6 月 1 日
西部高等技術校		平成 29 年 1 月 19 日
土 木 部	松江県土整備事務所	平成 29 年 7 月 19 日
	雲南県土整備事務所	平成 29 年 7 月 19 日
	出雲県土整備事務所	平成 29 年 7 月 19 日
	県央県土整備事務所	平成 29 年 7 月 13 日
	浜田県土整備事務所	平成 29 年 7 月 14 日
	益田県土整備事務所	平成 29 年 7 月 14 日
	出雲空港管理事務所	平成 29 年 5 月 31 日
	宍道湖流域下水道 管 理 事 務 所	平成 29 年 7 月 19 日
	浜田港湾振興センター	平成 29 年 6 月 1 日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
企 業 局	東 部 事 務 所	平成 29 年 7 月 10 日
	西 部 事 務 所	平成 29 年 7 月 10 日
病 院 局	中 央 病 院	平成 29 年 7 月 11 日
	こころの医療センター	平成 29 年 7 月 11 日
教育委員会	出雲教育事務所	平成 29 年 1 月 26 日
	益田教育事務所	平成 29 年 1 月 18 日
	西 部 社 会 教 育 研 修 セ ン タ ー	平成 29 年 1 月 26 日
	図 書 館	平成 29 年 1 月 25 日
	少年自然の家	平成 29 年 1 月 26 日
	埋蔵文化財調査センター	平成 29 年 5 月 30 日
	古代出雲歴史博物館	平成 29 年 1 月 27 日
	情報科学高等学校	平成 29 年 2 月 13 日
	宍道高等学校	平成 29 年 2 月 6 日
	三刀屋高等学校	平成 29 年 1 月 19 日
	出雲商業高等学校	平成 29 年 1 月 26 日
	邇摩高等学校	平成 29 年 1 月 17 日
	江津高等学校	平成 29 年 1 月 26 日
	益田翔陽高等学校	平成 29 年 1 月 19 日
	隠岐島前高等学校	平成 29 年 7 月 14 日
	盲 学 校	平成 29 年 1 月 17 日
	松江ろう学校	平成 29 年 1 月 17 日
出雲養護学校	平成 29 年 1 月 27 日	
隠岐養護学校	平成 29 年 7 月 13 日	
松江緑が丘養護学校	平成 29 年 1 月 25 日	
公安委員会	出 雲 警 察 署	平成 29 年 1 月 27 日
	川 本 警 察 署	平成 29 年 1 月 17 日
	浜 田 警 察 署	平成 29 年 1 月 27 日
	益 田 警 察 署	平成 29 年 1 月 18 日

計 69 機関

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～4年に1回の間隔で実施

別紙 3

平成 28 年度会計監査実施機関及び実施期日
(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日	
総 務 部	東 部 県 民 セ ン タ ー	平成29年2月1日 ～3月13日	公安委員会	平 田 高 等 学 校	平成29年2月1日 ～3月13日	
	雲 南 事 務 所			出 雲 高 等 学 校		
	東 部 県 民 セ ン タ ー			出 雲 工 業 高 等 学 校		
	出 雲 事 務 所			出 雲 農 林 高 等 学 校		
	西 部 県 民 セ ン タ ー			大 社 高 等 学 校		
	西 部 県 民 セ ン タ ー			大 田 高 等 学 校		
益 田 事 務 所	島 根 中 央 高 等 学 校					
公 文 書 セ ン タ ー	矢 上 高 等 学 校					
環 境 生 活 部	美 術 館	平成29年8月1日 ～8月10日		江 津 工 業 高 等 学 校		平成29年2月1日 ～3月13日
	健 康 福 祉 部			松 江 保 健 所		
出 雲 保 健 所				浜 田 商 業 高 等 学 校		
浜 田 保 健 所				浜 田 水 産 高 等 学 校		
中 央 児 童 相 談 所				益 田 高 等 学 校		
出 雲 児 童 相 談 所				吉 賀 高 等 学 校		
浜 田 児 童 相 談 所				津 和 野 高 等 学 校		
益 田 児 童 相 談 所				隠 岐 高 等 学 校		
わ か た け 学 園				隠 岐 水 産 高 等 学 校		
心 と 体 の 相 談 セ ン タ ー				浜 田 ろ う 学 校		
食 肉 衛 生 検 査 所		松 江 養 護 学 校				
農 林 水 産 部	東 部 農 林 振 興 セ ン タ ー	平成29年2月1日 ～3月13日		石 見 養 護 学 校		
	出 雲 家 畜 衛 生 部		浜 田 養 護 学 校			
	東 部 農 林 振 興 セ ン タ ー		益 田 養 護 学 校			
	雲 南 事 務 所		松 江 清 心 養 護 学 校			
	西 部 農 林 振 興 セ ン タ ー		江 津 清 和 養 護 学 校			
	川 本 家 畜 衛 生 部		松 江 警 察 署			
	西 部 農 林 振 興 セ ン タ ー		安 来 警 察 署			
	益 田 家 畜 衛 生 部		雲 南 警 察 署			
	西 部 農 林 振 興 セ ン タ ー		大 田 警 察 署			
	島 央 事 務 所		江 津 警 察 署			
益 田 事 務 所	津 和 野 警 察 署					
商 工 労 働 部	東 部 高 等 技 術 校	計	隠 岐 の 島 警 察 署	73 機 関		
	浜 田 河 川 総 合 開 発 事 務 所		浦 郷 警 察 署			
土 木 部	松 江 教 育 事 務 所					
	浜 田 教 育 事 務 所					
	隠 岐 教 育 事 務 所					
	島 根 県 教 育 セ ン タ ー					
	島 根 県 教 育 セ ン タ ー					
	浜 田 教 育 セ ン タ ー					
	東 部 社 会 教 育 研 修 セ ン タ ー					
	青 少 年 の 家					
	安 来 高 等 学 校					
	松 江 北 高 等 学 校					
	松 江 南 高 等 学 校					
	松 江 東 高 等 学 校					
	松 江 工 業 高 等 学 校					
	松 江 商 業 高 等 学 校					
	松 江 農 林 高 等 学 校					
	大 東 高 等 学 校					
	横 田 高 等 学 校					
	飯 南 高 等 学 校					

(注) 書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施